

4月17日の記者会見において、中村愛媛県知事から県民に対して要請があったメッセージ「『緊急事態宣言』にかかる『感染拡大回避行動』へのお願い」を掲載します。

緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大したとしても、本県の感染状況に大きな変化があるわけではありません。児童生徒の皆さんには、慌てることなく冷静に受け止め、今まで以上に緊張感をもって感染予防対策に取り組んでください。

次ページより知事メッセージです。

「緊急事態宣言」にかかる「感染拡大回避行動」へのお願い

新型コロナウイルスの全国規模での急速な感染拡大を踏まえ、4月16日、政府は、これまで7都府県（東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県）を対象としていた「緊急事態宣言」を全国に拡大しました。

愛媛県では、幸いこれら7都府県ほどの急速な感染拡大は、これまではみられませんが、県内でも感染事例の報告が相次いでおり、予断を許さない状況にあります。

今般の事態を受け、これまでお願いして参りました、3つの「緊急事態宣言回避行動」、うつらないよう自己防衛、うつさないよう周りに配慮、県外や不要不急の外出自粛、については、「感染拡大回避行動」と改称いたしますが、基本的な取組みはなんら変わるものではございません。

また、事業者への「休業要請」も、現時点では行いませんが、県内でのこれ以上の感染拡大を阻止するため、5月6日までの間、次の取組みを、これまで以上に徹底いただきますよう、強く要請いたします。

① 「3つの密」の徹底回避について

- ・「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場所」のいわゆる「3つの密」の条件が重なる場を決して作らないこと。なお、**混雑が予想される場合には、入場制限等を行っていただきたい。**

また、やむを得ず列が出来るような場合にも、人と人の間隔を一定程度保つなど、対策を講じること。

さらに、不要不急な会議や打ち合わせ等は行わず、行う場合でも Web 会議システムなどを積極的に活用して、直接的な接触を可能な限り避けること。

- ・**なお、「3密」の条件が重なる場のうち、クラスターが多数発生している「繁華街の接客を伴う飲食店等」への外出については、全国一律の国の要請に基づき、徹底して自粛すること。【新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第45条第1項に基づく措置】**
- ・集客施設を保有・使用する場合においても、「3つの密」の回避を徹底すること。

② 県外出張や不要不急の外出・帰省等の自粛について

・県外への出張や訪問は、感染リスクが高まることから、真にやむを得ない緊急の用務を除き、当面見合わせること。業務の都合上やむを得ず出張等する場合には、不特定多数が訪れる場所や混雑する店舗といった感染の危険性が高い場所は可能な限り避けるなど、移動途中や現地での感染防止対策に細心の注意を払うこと。

・自社の社員のみならず、取引先や来社企業の社員等に対しても、不要不急や儀礼的な訪問は行わないよう求めること。

・連休期間中を含め、家族・友人等の帰省や往来についても、できる限り回避すること。

また、都道府県をまたいだ移動をはじめ、観光や行楽地への訪問等も自粛すること。

- ・ 県外へ出張等をした場合には、上司が移動中の行動（移動手段も含む行動経路や訪問場所、特にこれらの地域で「3つの密」が疑われる場所を訪問していないかどうか）を詳細に聞き取り、感染リスクが高いと判断した場合には、自宅待機等の適切な措置を指示すること。
- ・ 御自宅に戻った後、基本的な感染予防や、体調不良の場合には外出を自粛し、御自宅で過ごしていただくこと。

③ テレワーク、時差出勤、在宅勤務の促進等について

- ・ 出社する従業員の削減が感染リスクの低下にもつながることから、実施可能な事業所から在宅勤務やテレワーク、時差出勤等を積極的に導入いただくとともに、自転車での通勤も活用すること。
- ・ 特に妊娠中の女性や高齢者等と同居している社員には、細心の注意を払うこと。

最後に

これまでも皆様方へは再三お願いしてまいりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の勢いは未だ衰えを見せず、今般、政府による全国を対象とした「緊急事態宣言」が発出されており、一層の拡大防止の徹底が強く求められます。

事業者等の皆様におかれましては、今回のお願いの内容を御理解いただいた上で、「**感染拡大阻止に向けて何が出来るのか**」、という観点からの、**冷静かつ節度と自覚ある行動**をお願いします。

県でも、引き続き全庁あげて感染拡大の防止に力を注ぎますので、今後とも、事業者等の皆様の一層の御理解と御協力をお願いします。